

平成25年度 情報公開制度・個人情報保護制度

公正で開かれた市政を推進

市政の透明性を確保するため、情報公開制度に基づき市政情報の公開を進めるほか、自己情報の開示などを請求する権利を保障しています。

情報公開制度

市政情報は、市政情報コーナー（市役所3階）で公開しているほか、各部署でもさまざまな情報提供を行っています。

さらに、公文書公開請求を行つていただきことで、個人情報などの例外を除き、どなたに対しても公文書等を原則公開しています。平成25年度の公文書公開請求は197件でした。くわしくは表1をご覧ください。

システム処理は、住民登録、電子申請など60種類の業務で利用されています。

市民の方が自らの個人情報が適切に扱われているかを確認するために行う個人情報の開示請求は、3302件（うち要介護認定にかかる開示請求が3263件）でした。くわしくは表2、表3をご覧ください。

また苦情の申し出、不服申し立て等を審査する個人情報保護審議会は7回開催されました。

会議の公開状況

市民参加と透明な市政を促進するため、審議会などの会議を公開しています。

平成25年4月から平成26年3月までに公開した会議は、国民健康保険運営協議会や立川市協働のまちづくり推進事業補助金審査会など277回。傍聴者は176人でした。また、個人情報保護などの理由から非公開とした会議は430回。このうち介護認定審査会が234回でした。

個人情報保護制度

市は、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護と適正な取り扱いに努めています。特にコンピューターでの個人情報の取り扱いに厳しい規則を設けています。現在、個人情報の電子

請求書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書いて、市政情報コーナーへ。個人情報開示請求の際は本人確認書類が必要になります。

情報公開・個人情報開示を請求するには

市政情報コーナーをご利用ください

市政情報コーナー（市役所3階）には、市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、7100点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市発行の行政資料などはコーナー内のコピー機で写しを取れます（有料）。

● 利用時間 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時
● 開広報課市政情報係・内線33
05、要介護認定資料等開示請求は介護保険課介護認定係・内線1452

表1 平成25年度実施機関別公文書公開請求および決定状況								
実施機関	請求		決定				不服申し立て	
	件数	取下げ	件数	公開	一部公開	非公開等	非公開	不存在
市長	196	1	216	103	104	3	6	0
教育委員会	1	0	1	0	1	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	197	1	217	103	105	3	6	0

表2 平成25年度実施機関別個人情報開示等請求および決定状況（表3の数字を除く）

実施機関	請求		決定				不服申し立て	
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等	非開示	不存在
市長	36	0	39	18	14	2	5	0
教育委員会	3	0	3	1	2	0	0	1
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39	0	42	19	16	2	5	1

表3 平成25年度要介護認定資料等開示請求および決定状況

実施機関	請求		決定				不服申し立て	
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等	非開示	不存在
市長	3,263	0	3,263	3,262	1	0	0	0

● 市政情報コーナーをご利用ください

市政情報コーナー（市役所3階）には、市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、7100点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市発行の行政資料などはコーナー内のコピー機で写しを取れます（有料）。

● 利用時間 月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）、午前8時30分～午後5時
● 開広報課市政情報係・内線33
05、要介護認定資料等開示請求は介護保険課介護認定係・内線1452

児童関係の各種手当等該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費助成などを下表の通り行っています。現在これらの手当を受給していない方が新たに手当を受給するには申請が必要です。該当する方で、まだ手続きをしていない方は申請をお願いします。また、これらの手当を受給の方には更新月に現況届のご案内を送りますので、お忘れなくご提出ください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

問子育て推進課・内線1344

対象者・支給要件と手当月額（平成26年6月1日現在）

就学前児童	乳幼児医療費助成	市内に住む乳幼児（就学前）を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
小1～中3	義務教育就学児医療費助成	市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	児童手当	中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】● 3歳未満 15,000円 ● 3歳以上小学校終了前 10,000円（第1子・第2子） 15,000円（第3子以降） ● 中学生 10,000円 ● 所得制限超過世帯の児童 5,000円 ※生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体障害者手帳1級～3級程度、愛の手帳1度・2度程度（3度の場合は診断書により判定）の児童、長期間安定を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を監護している方に支給（施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く）。

【手当月額】●1級 49,900円

●2級 33,230円

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育する方に支給▶身体障害者手帳1級・2級▶愛の手帳1度～3度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症

【手当月額】●1人 15,500円

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を養育する父または母・養育者にその児童が18歳になる年度末（中度以上の障害がある児童は20歳になるまで）まで支給。ただし、公的年金を受給できる場合は除きます。▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（障害基礎年金1級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた。

【手当月額】●全額支給 41,020円

●一部支給 9,680円～41,010円

（加算分） 2人目5,000円・3人目以降3,000円

児童育成手当

次のいずれかに該当する児童の父母または養育者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害（身体障害者手帳1級・2級程度）を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた。

【手当月額】●1人 13,500円

ひとり親家庭等医療費助成

対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ（ただし年金受給者も受給可）。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。ひとり親と児童は健康保険に加入していることが必要。

【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部